

条例個人情報ファイル簿

【単票】

個人情報ファイルの名称	在外選挙人名簿ファイル
実施機関等の名称	長崎市選挙管理委員会
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	選挙管理委員会事務局
個人情報ファイルの利用目的	公職選挙法第30条の2の規定に基づき、在外選挙人名簿の調製及び保管を行うもの。
記録項目	1 氏名、2 性別、3 生年月日、4 住所、5 本籍地、6 登録日、7 電話番号、8 メールアドレス
記録範囲	在外選挙人名簿登録者
備考	—

条例個人情報ファイル簿

【単票】

個人情報ファイルの名称	郵便等投票証明書交付者ファイル
実施機関等の名称	長崎市選挙管理委員会
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	選挙管理委員会事務局
個人情報ファイルの利用目的	公職選挙法施行令第59条の3の規定により、郵便等投票証明書を交付した選挙人を、適正に管理するもの。
記録項目	1氏名、2住所、3生年月日、4電話番号、5該当する障害または要介護度、6代理記載人
記録範囲	1氏名、2住所、3生年月日、4電話番号、5該当する障害または要介護度、6代理記載人
備考	選挙人の申請に基づき交付する。

条例個人情報ファイル簿

【単票】

個人情報ファイルの名称	選挙人名簿登録証明書交付者ファイル
実施機関等の名称	長崎市選挙管理委員会
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	選挙管理委員会事務局
個人情報ファイルの利用目的	公職選挙法施行令第18条の規定により、選挙人名簿登録証明書を交付した選挙人を、適正に管理するもの。
記録項目	1氏名、2住所、3生年月日、4所属会社等
記録範囲	選挙人名簿登録証明書を交付した選挙人名簿登録者
備考	選挙人の申請に基づき交付する。

条例個人情報ファイル簿

【単票】

個人情報ファイルの名称	検察審査員候補者予定者名簿ファイル
実施機関等の名称	長崎市選挙管理委員会
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	選挙管理委員会事務局
個人情報ファイルの利用目的	検察審査会法第10条第2項の規定に基づき、検察審査員候補者予定者名簿を調製し、同法第12条の6の規定に基づく検察審査会事務局長から市長への照会に基づき本籍を付して、検察審査会事務局長へ提出するために利用する。
記録項目	1氏名、2住所、3生年月日、4本籍
記録範囲	くじにより選定した検察審査員候補者予定者
備考	検察審査会法施行令第8条の3の規定に基づき、検察審査会事務局長から市町村に対し検察審査員候補者の本籍照会があり、本籍については検察審査員候補者予定者名簿に付して回答する。

条例個人情報ファイル簿

【単票】

個人情報ファイルの名称	裁判員候補者予定者名簿ファイル
実施機関等の名称	長崎市選挙管理委員会
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	選挙管理委員会事務局
個人情報ファイルの利用目的	裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第21条の規定に基づき、裁判員候補者予定者名簿を調製し、同法第12条第2項の規定に基づく地方裁判所から市長への照会に基づき本籍を付して、地方裁判所へ提出するために利用する。
記録項目	1氏名、2住所、3生年月日、4本籍
記録範囲	くじにより選定した裁判員候補者予定者
備考	裁判員の参加する刑事裁判に関する規則第10条の規定に基づき、地方裁判所から市町村に対し裁判員候補者の本籍照会があり、本籍については裁判員候補者予定者名簿に付して回答する。